

日本応用地質学会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

2020年12月10日 Ver. 1

2021年11月15日 Ver. 2

一般社団法人 日本応用地質学会

1. 目的

本ガイドラインは、一般社団法人日本応用地質学会（以下、本学会という）の諸会議（理事会、委員会、研究部会等）および各種行事・イベントにおける新型コロナウイルス感染予防対策として、主催委員会等および事務局が配慮、実施すべき基本的事項を整理し示すものである。

特に、本ガイドラインでは、「来訪者・参加者の制限」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「密閉・密集・密接」を徹底的に避けることなどをはじめとして、新型コロナウイルス感染拡大防止が今後も長期的に必要であるという視点に立って基本的な感染対策の徹底等について具体的に示すものである。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、本学会会員および本学会が開催する行事（理事会、委員会、研究部会、シンポジウム、講習会、見学会、講演会、研究発表会、巡検等）に参加する全ての者に適用する。

なお、各支部においても、原則として本ガイドラインに示す記述内容に従うものとする。

3. 基本事項

本ガイドラインは、基本として政府による新型コロナウイルス感染症にかかる対策等の実施期間中（※）は継続するものとする。なお、本部においては東京都、各支部においては道府県の実情を考慮するとともに、各都道府県の指導等に準じるものとする。

※政府による「新型コロナウイルス感染症対策本部」（<https://corona.go.jp/expert-meeting/>）が設置されている期間を指すものとする。

4. 一般的共通事項

- 常時マスクを着用し、特に鼻が確実に被覆されていることに留意する。またマスクがない時に咳をする場合には、ティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆すること。
- アルコール消毒液を適宜利用する。
- 発熱や咳などの症状がある場合は出席を控える（検温を実施してからの出席をお願いする）。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方や、感染拡大している地域や国への訪問歴が2週間以内にある方は、出席を控える。
- コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判定された方は、判定後2週間を経過している方以外は出席を控える。
- 会議室等を利用する場合、定員の半数程度の利用人数とする。また、席間は最低1mとし、物理的に密な環境を作らないようにする。

5. 本学会事務局における諸会議（理事会、委員会、研究部会等）実施の際の留意事項

- 検温と消毒：事務局に入室する場合は、受付カウンタでアルコール消毒するとともに、検温を実施する。体温が37.5℃以上の場合、入室を禁止する。
- オンラインの活用：遠隔地の委員等に配慮して、出来るだけZOOM等のオンライン会議を活用する。
- 換気：会議中、会議前後は室内の換気を徹底する。
- 会議後の会議室での交流会・懇親会は禁止する。
- 会議室備え付けのパソコン等機器類は、使用后消毒する。

6. 本学会事務局以外の施設または野外での行事・イベント（シンポジウム、講習会、見学会、講演会、研究発表会、巡検等）実施の際の留意事項

- 利用する施設や移動時の交通機関にガイドラインがある場合、そのガイドラインを遵守する。
- 当日受付：（主催者、事務局）
 - ◇ 受付に際しては、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。
 - ◇ 受付には、ビニールカーテンを設置するなど、飛沫防止に努める。
 - ◇ 参加者、関係者について、氏名及び緊急連絡先を記録する。また、開催前2週間の体調を確認するとともに、検温を実施する。
 - ◇ 参加者、講演会関係者に対して、氏名及び緊急連絡先の情報について、来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知する。
- 講演会等開始前後、休憩時間の「密閉・密集・密接」を避けるよう事前および開催中にアナウンスする。
- オンラインの活用：ZOOM、YouTube等を活用しオンラインでの配信に努める。
- 座席：原則として指定した席とする（着席できない座席に印をつけるなど）。
- 資料配布：資料・パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とする。
- 換気：講演会等開催時は、その前後を含め室内の換気を徹底する。

7. 本学会事務局利用者の新型コロナウイルスへの感染が確認されたとき

- 千代田保健所（TEL: 03-5211-8161）へ連絡する。
<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/21101/coronavirus-hokenjochosa.pdf>
- 本学会事務局の消毒等は、保健所の指示に従って実施する。
- 保健所の調査に協力し、感染拡大防止に努める。